

愛媛県部活動改革に係る包括的なシステム開発・運用保守委託業務仕様書

1 業務名

愛媛県部活動改革に係る包括的なシステム開発・運用保守委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし、愛媛県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、本業務を変更又は終了することがある。

3 業務目的

令和 5 年度から全国的に取り組まれている「公立中学校部活動の地域展開」において、地域クラブ活動指導者の確保、地域クラブ活動の運営、生徒・保護者への情報提供、学校との連携等、多岐にわたる関係者間の情報共有・マッチングが課題となっている。

本県においても、県下の公立中学校における部活動の地域展開を推進するに当たり、地域クラブ活動指導者（指導補助、見守りその他活動をサポートする人材を含む。以下「指導人材」という。）・地域クラブ活動運営者（以下「クラブ運営者」という。）・生徒保護者・自治体・学校等の関係者が一元的に情報を発信・取得し、相互にマッチングできる仕組みの構築が急務となっている。

そこで、単なる人材バンクや求人掲載にとどまらず、人・物・情報が相互にマッチングする愛媛県独自のプラットフォーム（以下「本システム」という。）を構築し、公立中学校部活動の地域展開における関係者間の円滑な連携を実現することを目的として本業務を実施するものである。

4 業務概要

受託者は、本県の公立中学校部活動の地域展開を推進するため、県下の自治体職員、指導人材、クラブ運営者、生徒・保護者、学校（以下「利用者」という。）を対象として、マッチングプラットフォームの設計・開発・利用環境の提供及び保守を行うこと。

なお、本業務の具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に愛媛県（以下「県」という。）と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。

5 委託内容

(1) マッチングプラットフォームの構築及び利用環境の提供

すべての利用者がひとつのシステムを使用し、本システムにアクセスすれば情報の発信・取得・申込・審査・マッチング等の業務が完結する設計のマッチングプラットフォームを構築し、利用環境を提供すること。

なお、本システムには次に掲げる機能を備えることとするが、業務目的達成のためにより効果的なシステムとするため必要又は不要な機能がある場合は、県と協議の上、予算の範囲内で見直すことができる。

ア アカウント認証・管理機能

- ①メールアドレス及びパスワードによる認証ができること。
- ②Google等の主要なSNSアカウントを利用した外部認証（SNS認証）ができること。
- ③パスワードリセット機能を備え、メールによるリセットリンクの送信ができること。
- ④利用者の種別（自治体関係者、指導人材、クラブ運営者、生徒・保護者、学校）に応じたアカウント登録及び権限管理ができること。
- ⑤ログイン後のセッション管理が適切に行われ、一定時間の無操作時には自動的にセッションを終了すること。
- ⑥不正ログインを防止するため、ログイン試行回数の制限等の対策を講じること。

イ ユーザーインターフェース（UI/UX）

- ①PC、スマートフォン、タブレットの各ブラウザにおいて、画面サイズに最適化された表示（レスポンシブデザイン）が行われること。
- ②スマートフォン等のモバイル端末における操作性を重視し、直感的なUI/UXを担保すること。
- ③iOS及びAndroidに対応したApp StoreならびにGoogle Playからダウンロードできるアプリケーションを提供すること。アプリケーションを通じてプッシュ通知を配信し、利用者への情報到達率及びアクティブ率の向上を図ること。
- ④アプリケーション内で、メッセージの送受信、情報の閲覧、各種申込等の主要な操作が完結できること。
- ⑤専門的な知識やマニュアルの熟読を必要とせず、直感的に操作が完結できるインターフェースを提供すること。
- ⑥愛媛県独自の文化や特色を反映し、親しみやすい独自デザインを採用すること。

- ⑦各利用者種別に応じた画面構成とし、利用者にとって必要な情報が迅速に取得できるナビゲーション設計とすること。
- ⑧日本語により支障なく利用できるものとする。
- ⑨主要ブラウザ（Google Chrome、Safari、Microsoft Edge）の最新版及び1世代前のバージョンで正常に動作すること。

ウ ポータル・情報発信機能

- ①県からの情報発信を最新ニュースとして配信できること。
- ②国（スポーツ庁等）からの通達・通知等の情報を本システム上で共有・配信できる機能を備えること。
- ③ガイドライン、各種マニュアル、部活動改革のスケジュール等の重要情報を集約し発信できること。
- ④県及び市町から、登録された地域クラブに対して個別又は一括でお知らせ・連絡を配信できる機能を備えること。
- ⑤地域クラブと生徒・保護者との間で連絡のやりとりができる機能を備えること。
- ⑥学校と地域クラブ側がやりとりできる機能を備えること。
- ⑦自治体の担当者が記事の作成、編集、更新、削除を自ら行える CMS（コンテンツ管理システム）機能を備えること。
- ⑧予約配信機能を備え、指定した日時に自動的に記事を公開できること。
- ⑨プレビュー機能により、公開前の記事内容を確認できること。

エ 管理画面機能

- ①指導人材情報、求人情報、地域クラブ情報等、本システムに関わるすべての情報を一元管理できる管理画面を提供すること。
- ②各情報について、利用者が入力する情報に加えて、管理側のみが管理する情報項目を拡張的に追加できること。
- ③データのエクспорт機能（CSV、API 等）及びインポート機能を標準で備えること。
- ④地域クラブ又は地域クラブに所属する生徒がアップロードした動画、画像又はテキスト（以下「動画等」という。）の検閲（確認・承認・削除）を管理画面上で実施できること。
- ⑤管理画面上で、指導人材の地域への差配（配置調整）ができること。
- ⑥管理画面にアクセスすれば、すべての管理対象情報が集約されている設計とすること。

- ⑦地域別・種目別の分析ダッシュボードを備え、指導人材の充足状況、マッチング実績、地域クラブの活動状況等の各種データを可視化でき、データ分析を行うための基盤として活用できる設計とすること。

オ 各種申込・審査機能

- ①指導人材の登録、求人の投稿、地域クラブの登録等のすべての登録作業がオンライン上でできること。
- ②すべての登録が「申込」として管理者に送信される仕組みとし、管理者が管理画面上で審査（承認・差戻し・却下）を行えること。
- ③審査結果が申込者のメールアドレスに自動通知されること。
- ④簡潔なステップで登録作業が完了し、利用者にストレスがない設計とすること。
- ⑤指導人材の登録時に指導希望の自治体を選択できること。選択時には各自治体の特徴をポップアップ等で表示し、詳細ページへ遷移できること。

カ 自治体詳細ページ

- ①県下の各自治体の情報を発信するページを作成できること。
- ②当該自治体に存在する地域クラブの紹介情報を掲載できること。
- ③当該自治体で指導人材として活動するメリット等を紹介する情報を掲載できること。
- ④ページ下部に申込ボタンを配置し、指導人材が情報を確認した上で申込ができること。

キ 地域クラブ関連機能

- ①地域クラブの登録申込がオンライン上で完了できること。
- ②地域クラブの基本情報（名称、所在地、活動種目、活動日時、対象年齢等）を登録・更新できること。
- ③地域クラブの詳細情報（説明、所属指導者、求人情報等）を掲載するページが自動生成されること。
- ④指導人材が地域クラブへの応募又は地域クラブの求人に応募できる機能を備えること。
- ⑤生徒・保護者が地域クラブへの参加を申し込める機能を備えること。
- ⑥地域クラブ同士で連絡を取り合い、練習試合・合同練習等の活動機会のマッチングを行える機能を備えること。

ク 求人関連機能

- ①クラブ運営者が指導人材を募集するための求人を投稿できること。
- ②求人情報の作成、編集、更新、公開停止ができること。
- ③求人への応募者一覧を確認し、選考管理ができること。
- ④県又は地域クラブから指導人材に対してスカウトを行える機能を備えること。
- ⑤スカウトを受けた指導人材に通知が届く仕組みとすること。

ケ 人材バンク機能

- ①指導人材の種別ごとに人材を登録できる人材バンク機能を備えること。
- ②指導人材の種別に応じて複数のランク（資格区分等）を設定し、段階的に登録・管理できる仕組みとすること。
- ③日本版 DBS（Disclosure and Barring Service）の照会に必要な情報を、登録データから適切にエクスポートできる機能を備えること。
- ④指導人材の登録情報について、必要に応じて外部機関等へ提供するためのデータアウトプット機能を備えること。

コ マッチング機能

- ①指導人材と地域クラブとの間で、双方向に検索・閲覧・連絡が行えるマッチング機能を備えること。
- ②指導人材の希望地域の周辺エリアにおける地域クラブ・求人情報を合わせて表示する機能を備えること。
- ③指導人材が不足している地域（過疎地域等）の地域クラブ・求人情報を優先的に表示するレコメンド機能を備えること。
- ④練習試合、合同練習等のクラブ間の活動機会をマッチングする機能を備えること。
- ⑤マッチング実績について、地域別・種目別での分析が可能であること。
- ⑥マッチング成立後の追跡機能を備え、継続的な活用状況を把握できること。

サ 動画投稿・オンライン指導機能

- ①地域クラブ又は地域クラブに所属する生徒が動画等を本システムに投稿できること。
- ②投稿した動画等は本システムに登録された指導人材に対してのみ閲覧可能とし、一般公開はしないこと。
- ③指導人材が投稿された動画等を閲覧し、動画等によるフィードバック（指導・ア

ドバイス)を行えること。

- ④一般的なメッセージサービスに類似した、利用者が使い慣れた UI/UX で提供すること。
- ⑤投稿される動画等は管理者による検閲を経て公開される仕組みとすること。
- ⑥遠隔指導に係る動画等については、県側で必要に応じてデータの取得・抽出ができる仕組みとすること。なお、ストレージ容量の増大を抑制するための適切なデータ管理方針を策定すること。

シ 地域クラブ活動に係る認定事務機能

- ①地域クラブ活動の認定申請、審査、承認の一連の事務手続きを本システム内で完結できる機能を備えること。
- ②認定項目は愛媛県が定める要件に基づくものとし、県側で認定項目の追加・変更・削除が柔軟に行えること。
- ③市町ごとで個別にカスタマイズ（文言の変更や認定項目の追加等）して設定できる仕組みとすること。
- ④認定事務のシステム化により、担当者のマンパワー不足を補い、業務効率の向上を図ること。
- ⑤他の都道府県にない先進的な認定事務システムとして構築し、本県独自の運用に対応できること。

ス 研修動画掲載機能

- ①指導人材向けの研修動画を本システム上に掲載できる機能を備えること。
- ②YouTube 等の外部動画サービスの限定公開リンクを埋め込み、本システム内で閲覧できること。
- ③保健体育課等の関係部署が管理する YouTube チャンネル等のリンクを掲載できるエリアを設けること。

セ 施設予約・救急対応情報機能

- ①県下の施設予約に関する情報をまとめ、各施設の予約システムへのリンクを一覧として 1 ページ内に集約して掲載できる機能を備えること。
- ②活動時の救急対応に関する情報（対応病院名、所在地、連絡先等）を掲載できる機能を備えること。なお、曜日ごとに変動する当番医情報等にも対応できる設計とすること。

ソ 個人情報の保護及びセキュリティ対策

- ①すべての通信は SSL/TLS (HTTPS) により暗号化すること。

- ②DDoS 対策及び WAF（Web Application Firewall）を導入し、外部からの攻撃を遮断すること。
- ③個人情報を含むデータは保存時に暗号化すること。
- ④自動バックアップシステムを備えること。加えて、手動でのバックアップ取得も可能とすること。
- ⑤年に 1 回以上、セキュリティチェック（脆弱性診断等）を実施し、結果を県に報告し、対策を講じること。
- ⑥セキュリティインシデント発生時の対応フローを策定し、文書化すること。
- ⑦外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう対策を講じること。また、システムの脆弱性を解消するために、常に最新のセキュリティパッチを適用する等の対策を講じること。
- ⑧セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに県に報告し、対策を講じること。
- ⑨受託中に知り得た個人情報は適正に管理し、決して漏えい、不正使用を行わないこと。当該契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ⑩システム上で扱われるソフトウェアは、アップデート等の定期的にメンテナンスを実施すること。ただし、ソフトウェアの脆弱性が判断された場合においては、速やかに対策を講じること。
- ⑪個人情報の取扱に関しては、個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。当該契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

タ システム基盤

- ①堅牢なセキュリティ基盤を持つクラウドサービスを利用した構成とすること。選定するクラウドサービスは、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の認定を受けたものであること。具体的なサービス構成については企画提案において提示すること。
- ②計画メンテナンス時間を除き、原則として 24 時間 365 日稼働すること。
- ③利用者数の増加に応じてスケーラブルなインフラ構成とすること。
- ④標準的な 4G/5G 環境において、画面遷移・検索等の主要操作のレスポンス時間 3 秒以内（95 パーセンタイル値）を保証すること。

チ 動作確認

- ①実装する機能については、スマートフォン、タブレット端末、パソコンによる動作確認を実施し、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。

- ②動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ③スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。
- ④iOS 及び Android のアプリケーションについても、各 OS の主要バージョン及びその1世代前のバージョンにおいて動作確認を行うこと。
- ⑤利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。
- ⑥スマートフォン等の OS、ブラウザについては一般的に普及している OS、ブラウザにより支障なく利用できるものとする。

ツ その他

- ①その他業務目的達成のために効果的と考える機能がある場合は提案すること。
- ②各機能が構築されたタイミングで段階的にリリースすることが可能な設計とすること。
- ③県の都合に合わせて開発スケジュールを柔軟に調整できること。

(2) 保守

契約期間中において、本システムの円滑な利用のため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持し、これらに関する連絡体制を書面で県に提出すること。

(3) 利用ガイド

上記（1）により提供する本システムの利用に当たり、利用者種別ごとの利用手順や機能、期待される効果などを分かりやすく示した資料を作成すること。

(4) 運用開始前の研修の実施

上記（1）により提供する本システムに関し、上記（3）の利用ガイドを基に、県の業務担当者を対象とした具体的な操作に関する操作説明を実施すること。

なお、説明に当たっては、集合方式又は web 方式若しくはそれら双方の組み合わせにより実施するとともに、利用ガイド以外に必要な資料があれば、別途提供すること。

(5) カスタマーサクセス・サポート

開発と並行して、必要に応じ、県下の自治体に向けた説明会の実施等のサポートを行うこと。サポート内容・体制については県と協議の上決定するものとする。

(6) BPO（業務プロセスアウトソーシング）支援

本システムの運用に関し、県の業務負担を軽減するための BPO 支援について、幅広く提案を行うこと。常駐型に限らず、リモート対応やスポット対応等を含め、柔軟な支援体制を提案すること。支援内容・体制については県と協議の上決定するものとする。

(7) 留意事項

ア 会議等

受託者は、本業務の実施に当たり、月 1 回以上、定期的に県と打ち合わせを行い、円滑に業務を遂行すること。また、議事録の作成や課題の管理は受託者が行うこと。

なお、打ち合わせは、web 会議により実施することを原則とする。この場合、会議内容が業務従事者以外に知られることがないよう対策を講ずること。

イ 機密保持について

本業務における機密保持については、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①秘密の保持のための措置

受託者は、次に掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。契約終了後も同様とする。

- ・ 契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
- ・ 履行過程で知り得た一切の情報
- ・ 納入成果物等に関する一切の情報

②資料の管理

受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・ 複製しないこと。
- ・ 用務上必要が無くなり次第、速やかに県に返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

ウ 業務の再委託

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は

受託者の責任において解決すること。

- ・受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(8) スケジュール

本業務のスケジュールは以下のとおりとする。

- ・開発期間：令和8年4月から令和9年3月まで
- ・完成時期：令和9年4月（本稼働開始）

ただし、令和9年1月から3月までは試験運用期間とする。

なお、具体的な工程については、企画提案において提示し、県と協議の上決定するものとする。

(9) その他

- ・受託者は、業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県セキュリティポリシーその他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- ・受託者は、本業務の実施にあたり、県の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。
- ・本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- ・受託者が使用する web 会議の実施に必要な設備及び機器（パソコン、カメラ、マイク等）は、受託者の費用と責任において用意するものとする。
- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・県は、仕様書に定める事項に逸脱する行為が受託者に認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

6 納品（提出）物

- (1) ここで示す納品（提出）物は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式又は PDF 形式による電子ファイルにより提出すること。

ア 納品（提出）物

No	納品物	内容
1	業務実施計画書	業務の目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画の工程スケジ

		ジュール等からなるもの（委託契約書に基づく業務計画書の添付資料）
2	実施工程表	本システムの運用開始までの工程について、上記実施計画の工程スケジュールに、進捗に応じて実績を加えたもの。
3	システム設計書	基本設計書及び詳細設計書
4	テスト仕様書・報告書	単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テストの各テスト仕様書及びテスト結果報告書
5	利用ガイド	本システムの利用手順や機能、期待される効果などを利用者種別ごとに分かりやすく示した資料（上記5（3））
6	運用・保守マニュアル	本システムの運用及び保守に必要な手順、障害対応フロー等をまとめたマニュアル
7	会議等議事録	本業務に係る会議及び打合せの議事記録及び資料（上記5（7）アほか）

イ 提出場所

別途県が指定する場所

ウ 提出期限

別途協議による

- (2) 電子媒体によるデータ納品については、全てウィルスチェック対策ソフトにより検査した上で、納品すること。
- (3) 納品物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

7 効果測定

本システムの効果測定については、以下の指標を目安として活用状況を把握すること。

- ・マッチング実績：マッチング成立件数を定量的に把握すること。
- ・マッチング後の追跡：マッチング成立後の活動継続状況を追跡し、本システムが利用者にとって必要不可欠なツールとして定着しているかを測定すること。
- ・最大活用の基準：県下の部活動数（1,500～2,000）及びその受け皿となる地域クラブの相当数が本システムを活用している状態を、最大活用の目安とすること。

8 体制等

- (1) 本業務における連絡窓口は一本化すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で定めるものとし、原則として変更できない。
- (3) 統括責任者は以下の役割と能力を有すること。
 - ア 要員配置等、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整することができること。
 - イ 本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意を形成できること。
 - ウ 同種・類似の業務における実務経験から想定出来るリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- (4) 本業務の従事担当者は、予備要員を含め、次の要件を満たす者でなければならない。
 - ア 業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
 - イ 業務の遂行上知り得た各種情報について、委託期間を問わず外部に漏らさないこと。
- (5) 県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができること。

9 その他

受託者は、業務の実施中に本仕様書に疑義を生じた場合及び本仕様書に定めのない事項が判明した場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上対応を行うものとする。ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

また、その合意内容に疑義が後日生じないよう、受託者は、議事録を作成し、速やかに県の承認を得ることとする。